第 134 回高知県都市計画審議会

議 案 書

平成 24 年 3 月 27 日

第134回 高知県都市計画審議会

- 1.日時平成24年3月27日(火)午後1時30分から
- 2.場 所 高知市本町5丁目3-20高知共済会館 3階 大ホール
- 3. 会議次第
 - 1)開 会
 - 2)署名委員の指名
 - 3)議事
 - ① 高知広域都市計画区域区分の変更について
 - ② 高知広域都市計画臨港地区の変更について
 - ③ 高知広域都市計画都市再開発方針等の変更について

(報告事項)

- ① 第 133 回都市計画審議会付議案件「建築基準法第 51 条ただし書き による産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断(高知市春野町)」の 付帯意見に関する報告
- ② 都市計画道路「高知山田線」の事業進捗に関する報告
- 4) 閉 会



23 高都計第 711 号 平成 24 年 3 月 19 日

高知県都市計画審議会長 様

高知県知事加護

高知広域都市計画区域区分の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の 規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

高知広域都市計画区域区分の変更(高知県決定)

高知広域都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

				平成 12 年 (基準年)	平成 22 年 (基準年の 10 年後)
都市計画区域内人口			内人口	436.0 千人	450.0 千人
	市街化区域内人口		[域内人口	363.6 千人	377.0 千人
		i	配分する人口	- 千人	377.0 千人
			保留する人口	- 千人	一 千人
			(特定保留)	- 千人	一 千人
			(一般保留)	- 千人	一 千人

3 変更理由

高知広域都市計画区域では、昭和 45 年に区域区分を決定して以降、昭和 54、61 年、平成 4、12、15 年に見直しや随時変更を行っている。

今回の見直しでは、高知港臨港地区の三里地区(高知新港)に隣接する区域について、埋立が完了したことから、造成された土地を港湾関連用地や小型船用ふ頭用地など、都市的土地利用を図るため、市街化区域へ編入する。併せて、市街化区域と市街化調整区域の境界部が地形地物と不整合となっている箇所について変更を行う。



23 高都計第 711 号 平成 24 年 3 月 19 日

高知県都市計画審議会長 様



高知広域都市計画臨港地区の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の 規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

高知広域都市計画臨港地区の変更(高知県決定)

高知広域都市計画臨港地区を次のように変更する。

名 称	面積	備考
高知港臨港地区	204. 7ha	商港区 53.0ha 特殊物資港区 32.7ha 工業港区 83.9ha 漁港区 10.6ha 保安港区 13.7ha マリーナ港区 0.8ha 修景厚生港区 2.5ha 指定なし 7.5ha

「位置及び区域は計画図及び参考図書表示のとおり」

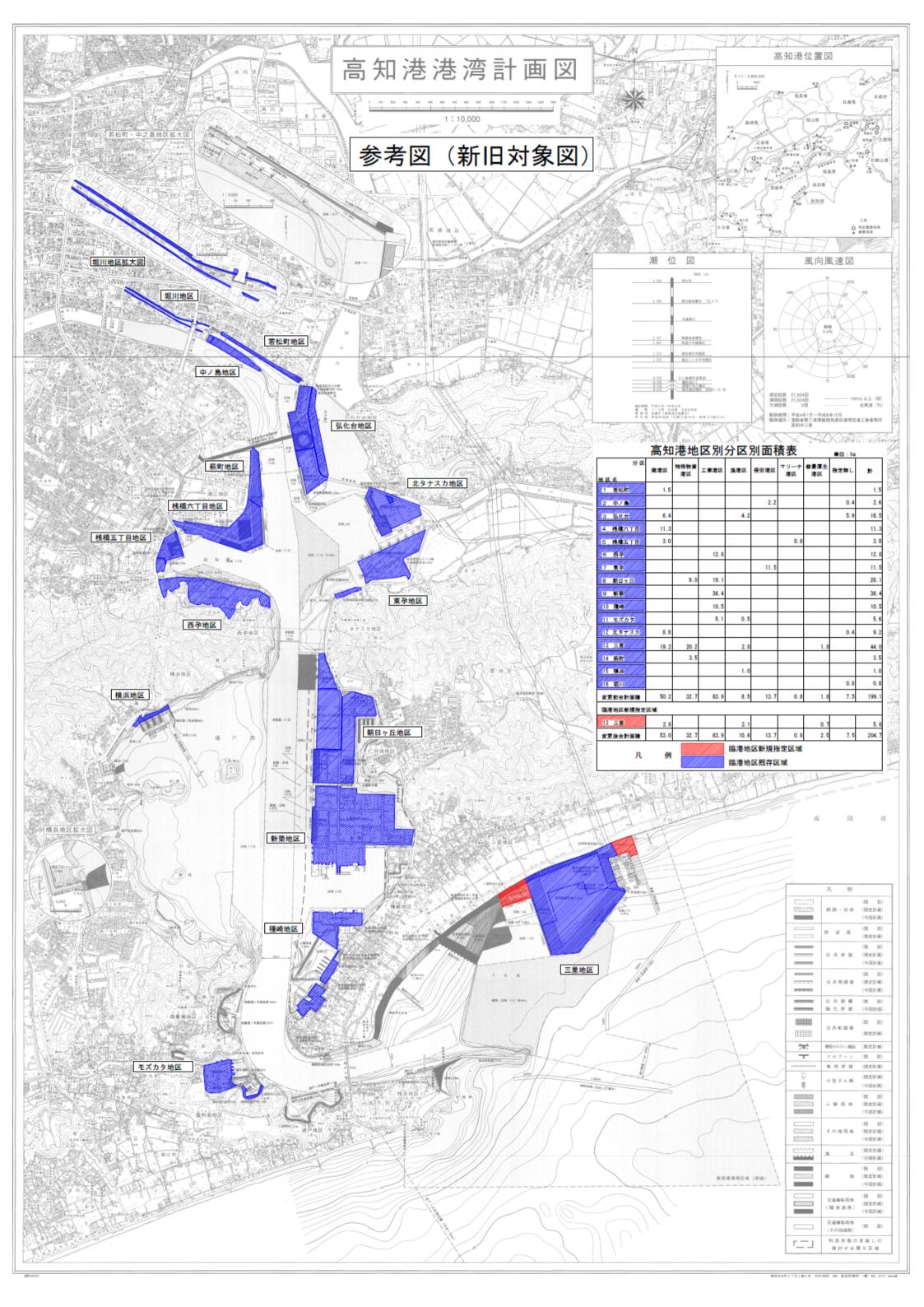
変更理由書

高知広域都市計画臨港地区(高知港臨港地区)は、昭和46年に指定し、その後、 平成12年の都市計画変更では、三里、萩町、横浜の3地区を、平成23年8月の都 市計画変更では、堀川地区をそれぞれ追加している。

今回の指定は、三里地区に隣接する区域の埋立が完了し市街化区域に編入することから、港湾関連用地や小型船用ふ頭用地等としての利用を図るために、臨港地区の追加指定を行う。

新旧対照表

変更前	変更後
商港区 50.2ha	商港区 53.0ha
特殊物資港区 32.7ha	特殊物資港区 32.7ha
工業港区 83.9ha	工業港区 83.9ha
漁港区 8.5ha	漁港区 10.6ha
保安港区 13.7ha	保安港区 13.7ha
マリーナ港区 0.8ha	マリーナ港区 0.8ha
修景厚生港区 1.8ha	修景厚生港区 2.5ha
指定なし 7.5ha	指定なし 7.5ha
計 199.1ha	計 204.7ha





23 高都計第 711 号 平成 24 年 3 月 19 日

高知県都市計画審議会長 様

高知県知事制造電

高知広域都市計画都市再開発方針等の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の 規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

高知広域都市計画都市再開発方針等の変更(高知県決定)

高知広域都市計画都市再開発方針等を次のように変更する。

1 変更内容は別添「高知広域都市計画都市再開発方針等」のとおり。

2 変更理由

高知広域都市計画区域では、平成16年3月に「都市再開発方針等」を定め、 都市再開発の方針及び防災街区整備の方針に基づき事業を進めてきた。

今回、高知市旭駅周辺地区の密集市街地を解消するため、当地区を防災街区整備方針の中で防災開発促進地区として位置づけ、また、これまでに完了した事業などを整理して、新たな方針とする。

高知広域都市計画

都市再開発方針等

平成23年

高 知 県

本都市計画は、都市計画法第7条の2の規定による都市再開発方針等のうち、

1) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号。 以下「密集市街地整備法」という。)第3条第1項の規定による防災街区整備方針 を定めるものである。

1. 防災街区整備方針

(1) 防災街区の整備方針

本都市計画区域では、南海トラフを震源とする南海地震が、今後30年以内に60%程度の確率で発生すると予想されており、地震発生時には地盤沈下や液状化、法面の崩壊、家屋の倒壊などの恐れがある。さらに、高知市を中心としてゼロメートル地帯が多く、地震による津波の被害のほか、地震後の浸水による長期の都市機能の停止が懸念されている。

一方、既成市街地内の密集市街地(古い住宅が密集している地域や、道路、公園などの基盤施設が未整備な地域)では、地震による家屋の倒壊に加え、火災発生時の延焼による被害拡大のほか避難や消火活動が困難になるなど、都市基盤がぜい弱な木造密集住宅地などでは、火災災害についても配慮する必要がある。

このため、都市防災については、関係機関が連携し、防災対策を強化し、密集市街地における防災性を向上させ、住民の安全・安心や良好な住環境を確保するために、次の方針に基づき、安全な市街地環境への改善を進めるものする。

- ○災害時の避難地や防災拠点、緊急輸送路、避難路の確保・機能強化を図るために、都市公園や道路の整備を進め、防災ネットワークの形成を推進する。
- ○木造密集住宅地における、市街地開発事業の実施による密集地の解消に努める。
- ○道路や緑地の整備による避難路やオープンスペース、延焼遮断空間の確保を促進する。
- ○建物の耐震診断や耐震補強への助成などについて周知を図り、耐震化を推進するとともに、 建築物の不燃化・難燃化を促進することにより、地域の防災性や安全性の向上を図る。
- ○県、市町、地域住民及び事業者の相互の理解と参画、協働による密集市街地の改善を進めるために、地域のコミュニティを中心とする自主防災意識の向上や、住民・NPOなどの自発的で自立的な取り組みの支援や仕組みづくりなど、協働のまちづくりを推進する。

(2) 防災再開発促進地区

①防災再開発促進地区の区域

本都市計画区域においては、都市基盤が未整備なままに市街化され、かつ、木造老朽住宅が密集するなど、防災上危険な密集市街地のうち、地域住民のまちづくり意識の高まりや、重点密集市街地に該当し、整備優先度が高いことなどから判断して、高知市旭駅周辺地区を防災再開発促進地区として位置づける。

防災再開発促進地区:高知市旭駅周辺地区(約56ha)(別図-1)

②防災再開発促進地区に係る整備又は計画の概要

防災再開発促進地区においては、計画的な再開発による防災街区の整備を促進し、防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るものとし、その整備方針等を以下に示す。

地 区 名	高知市旭駅周辺地区(約56ha)
a. 地区の再開発、整備等の主たる 目標	①防災上課題のある老朽木造建築物等の建替え及び不燃化を促進するとともに、公共施設等を整備することにより、まちの安全・安心の確保、②地区内の充実した公共交通機関を活かした生活基盤の充実によるまちの暮らしやすさの向上、③地区の住民が親しみを持つ水路網や路地を活かした魅力あるまちづくりを基本方針として、誰もが永く住みつづけられるまちの形成を図る。
b. 防災街区の整備に関する基本 的方針、その他の土地利用計画 の概要	・老朽住宅等の建替促進 ・道路・公園・下水道等の公共施設の整備 ・道路整備に合わせた幹線道路沿道への耐火性や耐震性の高い建築物の誘導や共同化・協調化の推進 ・良好な住環境を形成している地区の環境の保全 ・沿道商店街の再整備の推進による、歩行者に配慮した魅力ある商業環境の形成 ・沿道建物の更新によるまちなみの形成
c . 建築物の更新の方針	・老朽住宅や無接道住宅の解消を図りながら、建築物の更新 を行い、建築物の不燃化、耐震化を促進し、良好な住環境 の確保に努める。
d. 都市施設、地区防災施設及び地 区施設の整備方針	・交通結節点としての機能や防災軸の形成を図るための道路整備の推進。・緊急車両の進入や、地区内交通の安全性確保に対応した防災道路の整備。・避難場所となる公園・緑地の整備と、それらの公共施設を結ぶ歩行者空間の整備。
e. 再開発の推進のため必要な公 共及び民間の役割や条件整備 等の措置	・道路整備事業及び土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業等基盤整備は公共団体等が行う。・建築物の建替えにあたっては、公共の誘導により民間が実施する。
f. 概ね5年以内に実施が予定されている市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅地区改良事業等、公共施設整備事業、大規模な建築物の更新、市街地住宅の供給に係る事業等のうち、主要な事業の計画の概要	・土地区画整理事業 : 約8.3 h a : 約4.2 h a ・住宅市街地総合整備事業:約56 h a
g. 概ね5年以内に決定又は変更が予定されている用途地域、高度利用地区、特定街区、防災地域等の地域地区、市街地再開発促進区域等の促進区域、都市施設、地区計画等の都市計画に関する事項	都市計画道路(円満橋蛍橋線、旭駅城山町線)
h. その他特記すべき事項	

(3) 防災公共施設の整備等

防災再開発促進地区において、特定防災機能(火事や地震発生時において延焼防止や避難地、 避難路として確保されるべき機能)を確保するための、道路や公園等の防災公共施設について の整備方針を以下に示す。

①防災公共施設の整備に関する計画の概要

地 区 名	高知市旭駅周辺地区(約56ha)
a. 防災公共施設の整備の方針	・防災軸の形成を図るための道路の整備及び密集市街地の 防災・生活環境の改善
b. 整備する防災公共施設の種類	都市計画道路(円満橋蛍橋線、旭駅城山町線)
c. 当該防災公共施設の配置及び 規模	・円満橋蛍橋線:延長約1,208m ・旭駅城山町線:延長約410m
d . 当該防災公共施設の整備スケ ジュール	・円満橋蛍橋線:概ね5年以内に事業着手 ・旭駅城山町線:概ね10年以内に事業着手

